## 引っ越しの季節です。

## ▶表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。

## 届け出をお忘れなく!

▶ご不明な点は、事前に電話でご確認のうえ、ご来庁ください。 詳細 南区役所 ☎582-2400 (代表)

届け出の内容		内容	転出(南区から市外へ)	転入	(市外から南区へ)	札幌市内・南区内で転居
戸籍住民課	住所の変更 (住民票の異動)		転出届 転出前、または転出後14日以内に 届け出 ⇒転出証明書を発行しますので、新住 所地で転入の届け出をしてください ※届け出人の本人確認書類(免許証 など)	※届け出人	の本人確認書類(免許証	転入・転居届 住み始めてから14日以内に新住所 地の区役所へ届け出(転出届の必要 はありません) ※届け出人の本人確認書類(免許証 など)
(南区役所1階)			まで)の記載が必要です	合はその名	称・部屋番号まで確認の	地(○番地○)、マンションなどの場 上、届け出
	印鑑登録		住民基本台帳カードをお持ちの方は、 印鑑登録証の返還 登録は転出届に伴い廃止になります ※印鑑登録証	必要な方は ※登録する	新たに登録手続き 印鑑、所定の本人確認書	すでに札幌市内で印鑑登録をされて いる方は、転入・転居届に伴い自動 的に住所が変更されます
	転校(小・中学校)		在学証明書・教科書給付証明書を今 までの学校から受け取り、転出先の 市区町村で手続き	入校票(新	入学児童・生徒について	
保険年金課(南区役所2階)	国民健康保険		転出前に、脱退の手続き・保険証の 返還 ※国民健康保険被保険者証		方は加入手続き てから14日以内に届け出	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所 地の区役所へ届け出 ※国民健康保険被保険者証
	後期高齢者医療		【道外へ転出する場合】 転出前に、脱退の手続き・保険証の 返還 ※後期高齢者医療被保険者証 【道内他市町村へ転出する場合】 住所変更手続き 新住所地の市町村で住所変更手続き ※後期高齢者医療被保険者証	新たに加入 住み始め ※負担区分 【道内他市 住所変更手	てから14日以内に届け出 等証明書 町村から転入した場合】	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所 地の区役所へ届け出 ※後期高齢者医療被保険者証
	介護保険		転出前に、脱退の手続き・保険証の 返還 ※介護保険被保険者証	新たに加入 住み始め ※受給資格 を受けてい	てから14日以内に届け出 証明書(前住所地で認定	住所変更手続き 住み始めてから14日以内に新住所 地の区役所へ届け出 ※介護保険被保険者証
	国民年金	加入者	新住所地の市区町村で確認をしてく ださい ※年金手帳	で届け出不	要	転入・転居届の提出に伴い変更され ますので届け出不要
	受給者		受給している年金の種類によって手続き方法が異なります。詳細は、札幌西年金事務所( <b>2</b> 241-7284) か区役所保険年金課または各共済組合へお問い合わせください			
福祉	子ども手当		資格喪失の手続き	新たに申請 転出予定 ※預金通帳	手続き 日から15日以内に届け出 、健康保険証	転入・転居届に伴い住所が変更され ます。ただし、電話番号が変更にな る場合は届け出
	児童扶養手当 特別児童扶養手当		住所変更手続き ※手当証書	住所変更手 ※所得証明	続き 書、手当証書	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※手当証書
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		新住所地で住所変更手続き (福祉乗車証、福祉タクシー利用券、 各種乗車券、自動車燃料助成券の返 還)	住所変更手 ※手帳、印 障害者手帳	続き 鑑、本人の顔写真(身体 の場合は不要)	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※手帳、印鑑
	各種医療費の助成 (子ども・重度障がい者・ ひとり親家庭)		受給者証の返還 ※受給者証	がいの方は	証、所得証明書、重度障 身体障害者手帳など	住所変更手続き 新住所地の区役所へ届け出 ※受給者証
	敬老手帳 ※65歳以上の方		特に返還の必要はありません	新たに交付 ※健康保険 きるもの	手続き 証など生年月日を確認で	ご自分で新住所を記入してご利用く ださい
	敬老優待乗車証 (敬老パス) ※70歳以上の方		1万円単位の乗車証が未使用の場合、5月31日までに手続きすると納入金が返還されます ※敬老パス、印鑑、預金通帳	転入時期に す。交付の ます	より交付時期が異なりま 際は案内通知をお送りし	そのままご利用ください

- ■税務部門は、昨年10月に区役所から各市税事務所へ移転しましたので、詳細は事前に各市税事務所へご確認願います。
  - ▶原動機付自転車や小型特殊自動車など、軽自動車税に関する手続き
    - ⇒ **中央市税事務所**(中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階) **☎211-3076**
  - ▶市・道民税(住民税)、固定資産税(南区に土地・家屋をお持ちの方)に関する手続き
    - ⇒ 南部市税事務所(豊平区平岸5条8丁目 イースト平岸3階・4階)

【市・道民税(住民税)】 ☎824-3914 【固定資産税(土地)】

【固定資産税(土地)】☎824-3917 【 〃 (家屋)】☎824-3918

